

第3号様式

令和3年度第4回船橋市情報公開・個人情報保護審査会会議録

(令和4年6月17日作成)

- 1 開催日時
令和4年3月30日(水) 午後2時00分～午後3時45分
- 2 開催場所
市役所本庁舎6階 公平委員会室
- 3 出席者
 - (1) 委員
岡崎委員、谷委員、田部井委員、加藤委員、坂井委員
 - (2) 事務局
大野情報公開係長、益岡主事、梅沢主事
- 4 欠席者
大川委員、青木委員
- 5 議題 報告及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由
 - ・個人情報取扱事務の届出について【報告・公開】
 - ・審査請求に係る審議について(船審03-12)【議題・非公開】
 - ・審査請求に係る審議について(船議庶第593号、船議庶第1044号、船議庶第1166号、船議庶第252号、船議庶第511号、船議庶第668号)【議題・非公開】審査請求に係る審議については、船橋市情報公開・個人情報保護審査会条例第13条に該当し、船橋市情報公開条例第26条第1号に該当するため非公開。
- 6 傍聴者数(全部を非公開で行う会議の場合を除く。)
なし
- 7 決定事項
 - ・個人情報取扱事務の届出について報告を受けました。
 - ・審査請求に係る審議を行いました。

8 議事

岡崎会長

それでは、始めさせていただきます。現在のところ、本日の会議の傍聴を希望されている方はいらっしゃいません。本日は一部公開審議ですので、公開審議の途中で傍聴希望の方がいらっしゃいましたら、随時入室していただきます。

本日は、青木委員、大川委員がご欠席ですが、そのほかの委員が出席されておりますので、船橋市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第2条第2項の規定により、当審査会は成立いたします。

本会議の会議録の署名は、谷委員にお願いいたします。

それでは、本日の内容に入ります。

本日は、最初に個人情報取扱事務届出について事務局から報告を受けます。その後、審査請求に係る審議を行います。審査請求に係る審議は非公開審議となります。

それでは、個人情報取扱事務届出について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、個人情報取扱事務の届出についてご報告いたします。

個人情報取扱事務の届出についてですが、個人情報を取り扱う事務については、事務の名称や取り扱う目的、記録項目、収集先などを市長に対し届け出ることが個人情報保護条例第16条第1項で規定されておりますので、実施機関は必要事項の届出をしております。

これから行う個人情報取扱事務の届出のご報告につきましては、個人情報保護条例第16条第3項及び第4項に基づくものであり、ご覧いただき、ご意見がある場合につきましては頂戴できればと考えております。

今回届出がありました事務は、新規の届出が7件、変更の届出が2件、廃止の届出が2件で、計11件です。

ファイルにつづられていない資料のうち、一覧表が記載されたホチキス留めの資料を皆さんお持ちだと思いますが、こちらをご覧ください。こちらは今回届出がありました事務の一覧です。これらの事務のうち、新規として地域福祉課から提出された1ページ目の番号2、地個24の「住民税非課税世帯等臨時特別給付金（個人番号利用事務）」の届出について説明させていただきます。一覧表とは別の資料「個人情報取扱事務届出簿」と記載のある資料の最後のページに「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内」と書かれた資料がございますので、併せてご覧ください。

こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を支給するという事務です。給付金の積極支給者対象の選定や、申請者が支給要件を満たしているかを確認するために個人情報を取り扱いますが、個人情報の取扱いとしては法律及び本人同意に基づき、庁内や関係機関と情報をやり取りしておりますので、問題はないと考えます。また、個人番号を利用することに伴い、別紙の特定個人情報の取扱いについての届出も出ております。

この事務に係る説明は以上です。

最後になりますが、届出については、事務局であります法務課で、記録項目の漏れがないか、内容に矛盾がないか等、確認をしておりますことを報告させていただきます。

報告は以上でございます。

岡崎会長

ありがとうございます。今ご報告いただいた内容と資料について、何かご意見がある方はお願いいたします。

加藤委員

ちょっといいですか。

岡崎会長

どうぞ、加藤委員。

加藤委員

廃止の1つ目の高等学校等修学援助金、これはその事業がなくなるということなんですか。

事務局

はい、そのように伺っています。

加藤委員

なくなるというのが、ちょっと。

岡崎会長

何か別の制度に変わるとか、そういうことではないのでしょうか。

事務局

市の事情として、これは法定の事務とかではなくて市の単独の事務で、市の事業としていて、母子家庭・父子家庭等高等学校等修学援助金が必要な方ももちろんいらっしゃいますけど、いろんな財源の問題とかそういうものがあって、政策的にこの事業は廃止になるということでもなくなりましたので、それに伴うもので、事業がなくなったのに届出を出しておくわけにはいかないということで廃止になりました。何をやるか、例えば限られた財源の中で皆さんからいただいた市税とかを使うので、何が必要かというのでも精査し始めているという形。

岡崎会長

優先順位を考えてということですね。

事務局

はい。

坂井委員

廃止のところにスズメバチの話が入っていて、新規のところにもスズメバチの話が入っているのですけれども、これは実施する課が変わったから変更じゃないということなんですか。

事務局

おっしゃるとおりです。課が変わりましたので、変更ではなくて、ここは分かりにくくて申し訳ないです。新規の5番と廃止の2番が課が変更になったので、こちらは事業は継続しております。廃止をして新規で出すという形になっております。

岡崎会長

住民税非課税の給付金の件で、記録項目のところで「婚姻歴」というところにも印がついているのですけれども、世帯ということであればそれは分かるのですけれども、婚姻歴って過去の婚姻していたかどうかですね。これも給付に影響を及ぼすことなのかどうか。

事務局

恐らく、ちょっと想定の部分があるんですが、個人個人で、岡崎先生がおっしゃられるとおりの世帯での収入等を確認するので、その方が結婚していて、例えば僕の場合でしたら、奥さんが収入がどれだけあるのかとか、そういうのも確認するので、世帯状況を見るので、「婚姻歴」と書いていますけど、婚姻の状況とか世帯の状況を確認する、そういう趣旨だと思います。

岡崎会長

そういう趣旨ですかね。

ほかにご意見がある委員の方、いらっしゃいますでしょうか。特にございませんか。特にないようですので、次の議題に移ります。

以下、非公開審議のため、会議録は公表しません。

9 資料・特記事項

別添のとおり

10 問い合わせ先

総務部総務法制課情報公開係

電話 047-436-2062